

○ 西いぶり広域連合議会事務局処務規程

平成 12 年 3 月 28 日
議 会 規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、西いぶり広域連合議会事務局設置条例（平成 12 年条例第 4 号）第 4 条の規定に基づき、西いぶり広域連合議会事務局（以下「事務局」という。）の事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 儀式、交際及び接遇に関すること。
- (2) 本会議及び委員会に関すること。
- (3) 各種統計資料の収集及び発行に関すること。
- (4) 議事及び調査に関すること。
- (5) 議会及び事務局の庶務に関すること。
- (6) その他議会に関すること。

(組織)

第 3 条 前条の所掌事務を処理するため、事務局に次の課及び係を置く。

議事課

総務係 議事係

- 2 課に課長を、係に係長及び必要な職員を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、必要に応じ、主幹、課長補佐及び主査を置くことができる。

(係の事務分掌)

第 4 条 係の事務分掌は、事務局長（以下「局長」という。）が定め、速やかに議長に報告しなければならない。

(職務)

第 5 条 局長は、議長の命を受け、職員を指揮監督し、議会に関する事務を掌理する。

- 2 課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 3 課長補佐は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 局長に事故あるときは、局長の指定する職員が局長の職務を代理する。

- 5 係長は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 主幹及び主査は、上司の命を受け、特定事項について調査及び研究を行うこととし、必要に応じて所管の事務を分掌する。
- 7 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(職位)

第6条 局長は部長職と、主幹は課長職と、主査は係長職とする。

(準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局職員の服務、事務の専決及び代決並びにその他の事務の処理については、それぞれ西いぶり広域連合の関係規定を準用する。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。